

男鹿市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

男鹿市長 菅 原 広 二

1 委託先（指定公金事務取扱者）

名 称：イオンフィナンシャルサービス株式会社

所在地：東京都千代田区神田錦町一丁目1番地 他1社

2 委託した公金事務

コンビニエンスストア等における下記委託事務対象の収納事務

委託事務の対象

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 市県民税（普通徴収に限る） | (2) 固定資産税 |
| (3) 国民健康保険税（普通徴収に限る） | (4) 軽自動車税 |
| (5) 介護保険料（普通徴収に限る） | (6) 後期高齢者医療保険料（普通徴収に限る） |
| (7) 市営住宅使用料 | (8) 市営住宅等駐車場使用料 |
| (9) 単独市営住宅使用料 | (10) 単独市営住宅等駐車場使用料 |
| (11) 保育園保育料 | (12) 一時保育保育料 |
| (13) 病後児保育保育料 | (14) 幼稚園預かり保育保育料 |
| (15) 延長保育保育料 | (16) 児童クラブ利用料 |
| (17) 市民ふれあいプラザ使用料 | (18) 公民館使用料 |

- | | |
|---------------|------------------|
| (19) 文化会館使用料 | (20) 法定外公共用財産使用料 |
| (21) 市有土地貸付収入 | (22) 市有建物貸付収入 |
| (23) 奨学基金 | (24) 生活保護費返還金 |

3 委託期間

令和8年4月1日から委託契約終了日まで

4 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名 称	住所又は事務所の所在地
イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
楽天ペイメント株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号 NBF品川タワー